

# 募集・審査スケジュール

令和3年1月15日（金）  
公募開始と同時に公募説明動画をHPにアップ

2月15日（月） 12:00

2月下旬～3月上旬

3月下旬

事務手続きの準備ができ次第、順次締結

契約締結後、速やかに

（委託期間開始日は、農研機構から委託契約締結日  
以前の日付を指定して通知します。）

募集開始



募集終了



審査（書面）



採択課題決定



委託契約の締結



研究の実施

# 事業のスキーム

## プロジェクトの大まかな流れ

- ① 農林水産省が設置する運営委員会において研究課題を設定。
- ② 研究開発を実施したい者は、研究グループ（以下、コンソーシアムという。）を形成。
- ③ コンソーシアムは、提案書を作成し、応募。  
単独の研究機関でも応募可能。
- ④ 農研機構が委託する外部機関において書面審査を実施。
- ⑤ 農林水産省に設置する運営委員会において、採択課題を決定。（P.16を参照）
- ⑥ 研究開発の実施。研究計画案の策定、進行管理等を行うためプロジェクトごとに進行管理委員会を設置し、農研機構が運営管理。

## 研究実施計画書に定める事項（例）

- ① 研究開発の目的
- ② 研究開発の達成目標
- ③ 研究開発の内容
- ④ 成果の実用化・事業化、普及に向けた出口戦略
- ⑤ 研究開発の年次計画

等

## 研究実施期間

- 「新たなスマート農業技術開発」及び「輸出促進のための新技術・新品種開発」については、3年
- 革新的営農支援モデル開発 2年。

## 事業実施主体

- 民間企業、研究機関（国研、公設試、民間、大学等）、地方公共団体、普及組織等で構成するコンソーシアム。

※単独の研究機関でも応募可能。

※農林漁業者等についてもe-Radへの登録が必要。

## 対象経費

- 現場への実装までを視野に入れた研究開発や中長期的な視点でイノベーションの創出が期待できる研究開発に要する経費（委託費、定額）

※農研機構が設置する外部機関において審査を行い、農林水産省の運営委員会において委託予定先及び委託限度額を決定。（P.16を参照）

※研究開発内容や目標、委託限度額等については、研究課題毎に異なりますので、詳細は応募要領を確認願います。  
また、応募に当たっては、個別の課題に記載されている内容を網羅した提案をして下さい。

# 応募者の資格要件（応募者・研究代表機関）

研究グループ（コンソーシアム）（以降「コンソーシアム」）は、構成員の中から「研究代表機関」を選定していただきます。

また、研究代表機関は、**次の要件を満たす必要があります。**

※単独での応募も可能です。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等であること。
- ② 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。  
なお、地方公共団体においては、資格審査申請の必要はありません。
- ③ 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 委託契約の締結に当たって、**農研機構から提示する委託契約書に合意**できること。
- ⑤ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。
- ⑥ 応募者が受託しようとする技術開発等について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。
- ⑦ 当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（「技術開発代表者」）を選定すること。

# 応募者の資格要件（コンソーシアム）

- 委託事業は直接採択方式であり、原則として、研究の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。
- このため、コンソーシアムが研究を受託しようとする場合には、次の要件を満たすとともに、コンソーシアムに参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究代表機関から行っていただく必要があります。
  - ① コンソーシアムを組織して共同研究を行うことについて、コンソーシアムに参画するすべての研究機関等が合意していること。
  - ② 農研機構と契約を締結するまでの間に、次のいずれかの方式によりコンソーシアムを設立することが確実であること。
    - a.実施予定の研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）
    - b.研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
    - c.共同研究契約を締結すること（共同研究方式）
  - ③ コンソーシアムの代表機関以外のコンソーシアム参加機関（「共同研究機関等」）は、以下の能力・体制を有していること。
    - a.当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制
    - b.研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

# 「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」による応募①

## （１）応募方法

応募する際には、応募要領に従い、提案書を日本語で作成してください。  
作成した提案書は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で受け付けます。

**提案書は郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません。**

○e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」（個人の場合は「研究者の登録」だけ）が必要となります。登録手続きに2週間程度を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。

○応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL：0570-066-877（ナビダイヤル）

03-6631-0622（直通）

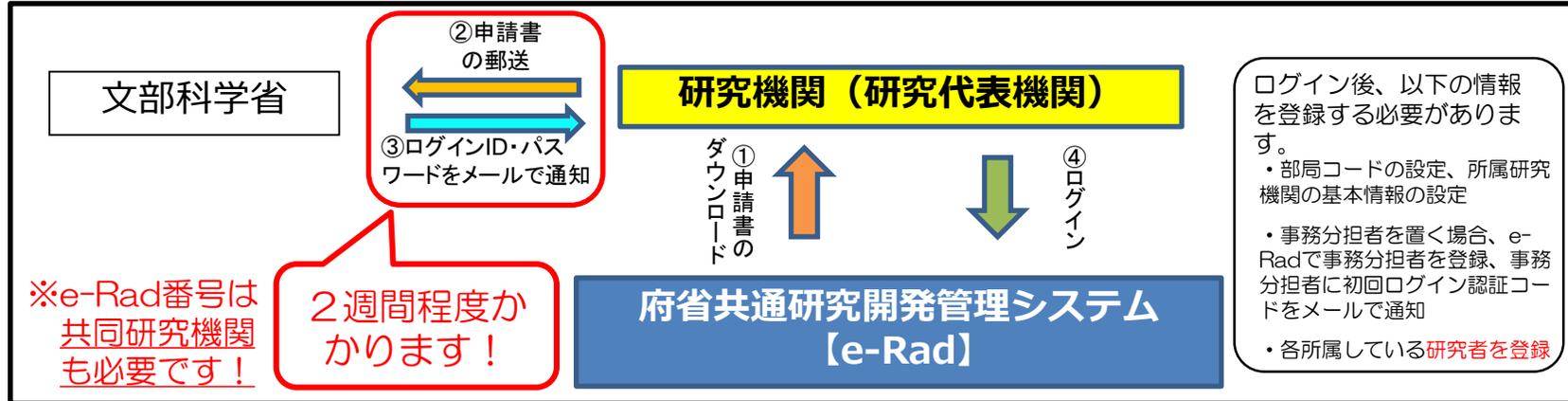
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

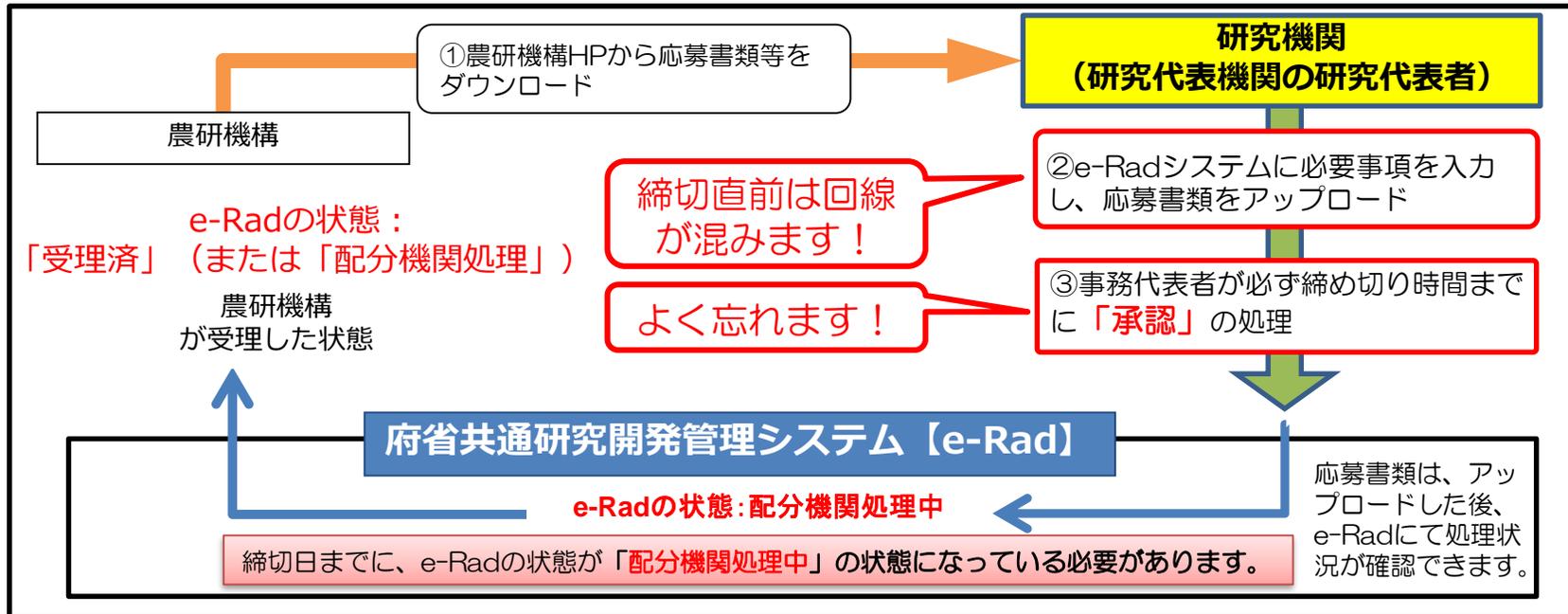
# 「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」による応募②

## (2) e-Radによる応募の流れ

### ○研究機関の登録申請手続き（応募までの事前準備）



### ○提案書の応募手続き



# 不合理な重複等の排除

## 不合理な重複及び過度の集中の排除

- 本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他省庁を含む他の委託事業及び競争的資金）の状況（研究計画名、実施期間など）を提案書に記載していただきます。
- これら提案書及び他省庁からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

## 指名停止を受けた場合の取扱い

- 応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画（協力機関としての参画は含まない）した研究グループ（コンソーシアム）による応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。
- なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。
- また、採択後の研究の実施に当たっては、指名停止措置を受けている企業等からの物品調達等も認められません。

# 委託予定先の選定方法と審査の観点

## 選定方法

- 委託予定先の選定は、農研機構が委託する外部機関において委嘱された外部専門家（大学、企業などの研究者等）等により書面審査を実施します。
- 審査基準に基づき採点を行い、基本的に研究課題ごとに最も優良な提案を採択候補とし、農林水産省に設置する運営委員会において採択課題を決定します。
- なお、委託予定先に対し、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項（提案書の一部の内容の変更等）を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農研機構が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

## 審査基準

- 研究開発の趣旨 : 10点
  - 研究開発計画 : 30点
  - 研究開発体制 : 20点
  - 研究開発経費 : 10点
  - 情報管理実施体制 : 10点
  - 技術の普及可能性 : 10点
- 計90点満点

※各審査項目をA～Dの4段階で評価

# 委託対象経費

## 直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

- ① 人件費
- ② 謝金
- ③ 旅費
- ④ 試験研究費（機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、光熱水料、燃料費、会議費、賃金、雑役務費）

## 一般管理費

直接経費以外で本事業に必要な経費  
原則として、上記④試験研究費の15%以内

## 消費税等相当額

上記「直接経費」及び「一般管理費」のうち、不課税取引、非課税及び免税取引に係る経費を除く経費の10%

## 機械・備品費について

**重要！**

本事業の研究課題で使用するもので、**耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品**とします。

ただし、購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで**委託研究経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択**してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払とし、**委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては自費での対応**となります。

また、受託者（コンソーシアムを構成する全機関をいう。）が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託研究の実施期間中、受託者に帰属します。

受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。

委託事業終了後の継続利用については、別途、農研機構からお知らせします。

## 研究費の不正使用防止のための対応

- 本事業で実施する研究活動には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が適用されますので、各研究機関等においては、**管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等**を行っていただく必要があります。

## 研究活動の不正行為防止のための対応

- 各研究機関においては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」に基づいて、**研究倫理教育責任者を設置するなど、不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象とし、契約締結時までに研究倫理教育を実施**していただき、契約の際に『研究倫理に関する誓約書』を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません）
- また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、**研究活動における特定不正行為に対し、適切に対応**していただく必要があります。

# 情報管理の適正化

- 近年、グローバル化や情報化等が急速に進展する中で、情報管理体制が不十分な場合には、秘匿性の高い情報が国内外を問わず漏えいし、重大な影響を及ぼす危険性があります。
- 本事業においては、**契約の履行に際し知り得た保護すべき情報**（農研機構の所掌事務に係る情報であって公になっていないもののうち、農研機構省職員以外の者への漏えいが農林水産業の振興や所掌事務の遂行等に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図る情報。）を適切に取り扱うための**情報管理実施体制を研究グループで確保**していただくこととなります。
- 具体的には、提案書において、情報管理の実施体制や情報管理責任者の経歴書等を記載いただくこととなります。**また、契約締結後、速やかに農研機構が定める「調達における情報セキュリティ基準」に基づき「情報セキュリティ実施手順」を作成していただくこととなります。**

# 研究成果の取扱い ①

## 研究実績報告書等

- 研究代表者は、**毎年度末及び研究終了時に研究実績報告書を取りまとめ、農研機構に提出する**とともに、研究終了時から2年間は成果の活用状況を農研機構に報告していただきます。報告内容については一部、又は全部をHPに公開します。
- また、研究代表者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた委託事業実績報告書を、委託期間中、年度毎に農研機構が指示する時期までに提出していただきます。

## 研究成果の公表

- 受託者は、公表することとなった成果について、事業方針や知的財産権に注意しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。
- なお、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を農研機構に報告してください。

# 研究成果の取扱い ②

## 研究成果に係る知的財産権の帰属

- 本事業は委託事業であることから、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、一義的に農研機構に帰属します。
- ただし、**日本版バイ・ドール制度**（産業技術力強化法第17条）等に基づき、**受託者が一定事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農研機構は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。**
- なお、国の要請に応じて、農研機構が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾していただきます

## 研究成果の管理

- コンソーシアムは、**研究1年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項**（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を**検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農研機構へ提出していただきます。**
- また、本事業において得られる**研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、農研機構へ提出していただきます。**
- さらに、受託者が研究進行管理のために開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

# 研究課題の評価等

## 研究課題の評価

- 農研機構は、「国際競争力強化技術開発プロジェクト」評価実施要領に基づき、**技術開発課題評価委員会**において**評価を実施**します。
- また、技術開発課題評価委員会による評価のほか、農林水産省が設置する**運営委員会****においても評価内容の点検を実施**します。
- 評価結果は、研究計画の見直し又は中止、予算の配分等に反映されます。
- 研究代表者は、研究課題の評価に必要な資料の作成等に協力をお願いします。

## 研究終了後のフォローアップ調査

- 農研機構は、事業実施機関終了後、成果の普及・活用状況等について、一定期間経過後にフォローアップ調査を実施します。
- 研究代表者は、フォローアップ調査に必要な資料の作成等に協力をお願いします。

## 法令・指針等に関する対応

- 公募要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

# 「データマネジメントに係る基本方針」の導入

## 概要

公的資金により行われる研究開発から生じるデータ等（特にIoT、ビッグデータ、AI等）は、プロジェクト参加者自らで最大限有効に利活用するとともに、それらのデータ等は国民共通の知的資産でもあり、プロジェクト参加者以外の者が利活用できるようにすることが適切な場合があります。そのため、本事業では課題ごとにデータマネジメントに係る基本方針（以下「データ方針」という。）を規定し、そのデータ方針に沿ったデータマネジメントプランを応募者の皆様に作成していただくこととします。

## 運用方法

- ① 応募者は各公募課題のデータ方針に従い、提案書のデータマネジメント企画書（提案書別紙4-3）を作成・提出
  - ② 審査委員会においてデータマネジメント企画書を含め提案内容を審査
  - ③ 審査委員会の指摘も踏まえて、プロジェクト参加者は契約締結時までに研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成・提出
  - ④ 受託者は毎年度、研究実績報告書と併せてデータマネジメントプランの実績を農研機構に報告
- ※各公募課題のデータ方針は公募要領（別紙1-1～2）をご覧ください。

# 農林漁業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

## 概要

農林水産省では、農業者等によるデータの提供に関し、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月農林水産省。以下「AI・データ契約ガイドライン」という。※)を策定しています。受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と契約を行っていただくことが必要になります。

※上記AI・データ契約ガイドラインについては、

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>を御覧ください。

## 対象課題

農業者等からデータの提供を受ける課題はデータの種類によらず全て対象になります。

## 運用方法

- ①農林漁業者等からデータを受領・保管する際、受託者は農林漁業者等からデータの提供を受ける前に農林漁業者等とデータの取扱いについて契約を締結
- ②受託者は毎年度、研究実績報告書に含まれるチェックリスト(提案書別紙4-4)にて農林漁業者等と契約を締結したことを農研機構に報告

# 本事業に関する問合せ先

## ○本事業全般及び以下の事業について

- ・革新的スマート農業技術開発のうち「新たなスマート農業技術開発」
- ・輸出促進のための新技術・新品種開発

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究統括官室

担当者: 外山、宮成、栗山

TEL: 03-3502-2549

FAX: 03-3502-4028

E-mail: [seisanG\\_gikai@maff.go.jp](mailto:seisanG_gikai@maff.go.jp)

## ○革新的スマート農業技術開発のうち「革新的営農支援モデル開発」について

農林水産省 大臣官房 政策課 技術政策室

担当者: 添田、高山

TEL: 03-6744-0408

FAX: 03-6744-0204

## ○公募について

農研機構本部スマート農業実証事業推進室

担当者: 栗原、小迫、加藤

E-mail: [RD-smartA@naro.affrc.go.jp](mailto:RD-smartA@naro.affrc.go.jp)

## ○契約事務について

農研機構本部スマート農業実証事業推進室

担当者: 山口、鈴木、金枝、齋藤

E-mail: [RD-smartA@naro.affrc.go.jp](mailto:RD-smartA@naro.affrc.go.jp)